

京都市告示第 4 9 4号

京都市健康増進センターの指定管理者である財団法人京都市健康づくり協会から、京都市健康増進センター条例（以下、「条例」という。）第4条ただし書の規定に基づき、条例第2条第2項に基づく診療所を臨時に開所する日時について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

1 臨時に開所する日

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第2・第4木曜日及び第2土曜日

2 臨時に開所する時間

午後2時から午後4時まで

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)